

平成十三年総務省令第四号

総務省定員規則
行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、総務省定員規則を次のように定める。
（本省及び消防庁の定員）

第一条 総務省の本省及び消防庁の定員は、次の表のとおりとする。

区分	定員	備考
本省	四、六二九人	
消防庁	一七六八	
合計	四、八〇五人	

（本省及び消防庁の各内部部局、各審議会等、各施設等機関、各特別の機関及び各地方支分部局別の定員）

第二条 本省及び消防庁の各内部部局、各審議会等、各施設等機関、各特別の機関及び各地方支分部局別の定員は、前条に定める本省又は消防庁の定員の範囲内において、総務大臣が別に定める。

附則抄

（施行期日）
1 この中央省庁等改革推進本部令（次項において「本部令」という。）は、平成十三年一月六日から施行する。
（この本部令の効力）

2 この本部令は、その施行の日に、総務省定員規則（平成十三年総務省令第四号）となるものとする。

附則（平成一三年三月三〇日総務省令第四六号）抄

（施行期日）
1 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附則（平成一四年四月一日総務省令第四八号）抄

（施行期日）
1 この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の総務省定員規則第一条及び次項の規定は、平成十四年四月一日から適用する。

附則（平成一五年四月一日総務省令第七六号）抄

（施行期日）
1 この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の総務省定員規則の規定及び次項の規定は、平成十五年四月一日から適用する。

附則（平成一六年四月一日総務省令第八〇号）抄

（施行期日）
1 この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の総務省定員規則の規定及び次項の規定は、平成十六年四月一日から適用する。

附則（平成一七年四月一日総務省令第六七号）抄

（施行期日）
1 この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の総務省定員規則の規定及び次項の規定は、平成十七年四月一日から適用する。

附則（平成一八年三月三一日総務省令第五九号）抄

（施行期日）
1 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附則（平成一九年四月一日総務省令第五六号）抄

（施行期日）
1 この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の総務省定員規則第一条及び次項の規定は、平成十九年四月一日から適用する。

附則（平成二〇年三月三一日総務省令第五〇号）抄

（施行期日）
1 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附則（平成二〇年二月二五〇日総務省令第一五三三号）抄

（施行期日）
1 この省令は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百八号）の施行の日（平成二十年十二月三十一日）から施行する。

附則（平成二二年三月三一日総務省令第三一〇号）抄

（施行期日）
1 この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附則（平成二二年四月一日総務省令第四四号）抄

（施行期日）
1 この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二三年三月三一日総務省令第三二二号）抄

（施行期日）
1 この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附則（平成二四年四月六日総務省令第三七号）抄

（施行期日）
1 この省令は、公布の日から施行し、改正後の総務省定員規則の規定は、平成二十四年四月一日から適用する。

附則（平成二五年五月一六日総務省令第五三三号）抄

（施行期日）
1 この省令は、公布の日から施行し、改正後の総務省定員規則の規定は、平成二十五年四月一日から適用する。

附則（平成二五年五月一〇月一七〇日総務省令第九六号）抄

（施行期日）
1 この省令は、公布の日から施行し、改正後の総務省定員規則の規定は、平成二十六年四月一日から適用する。

附則（平成二六年三月二六日総務省令第一八号）抄

（施行期日）
1 この省令は、平成二六年四月一日から施行する。

附則（平成二六年五月二九日総務省令第五二二号）抄

（施行期日）
1 この省令は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十二号）の施行の日（平成二十六年五月三十一日）から施行する。

附則（平成二七年四月一〇日総務省令第四六号）抄

（施行期日）
1 この省令は、公布の日から施行し、改正後の総務省定員規則（次項において「新令」という。）第一条及び次項の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

附則（平成二七年二月二八日総務省令第一二二号）抄

（施行期日）
1 この省令は、平成二十八年一月一日から施行する。

附則（平成二八年三月三一日総務省令第四二二号）抄

（施行期日）
1 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則（平成二九年三月三一日総務省令第二四四号）抄

（施行期日）
1 この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附則（平成三〇年三月三〇日総務省令第二二二号）抄

（施行期日）
1 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

<p>(施行期日)</p> <p>1 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成三十一年三月二十九日総務省令第四三号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (令和二年三月三十一日総務省令第二〇号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この省令は、令和二年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (令和三年三月三十一日総務省令第三九号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この省令は、令和三年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (令和三年八月三十一日総務省令第八九号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この省令は、令和三年九月一日から施行する。</p> <p>附 則 (令和四年三月二十五日総務省令第一八号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この省令は、令和四年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (令和五年三月三十一日総務省令第二五号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この省令は、令和五年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (令和六年三月二十九日総務省令第三四号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この省令は、令和六年四月一日から施行する。</p> <p>(定員の期間別の特例)</p> <p>2 この省令による改正後の総務省定員規則第一条の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、同表の定員の欄に掲げるとおりとする。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="646 147 678 212">区分</th> <th data-bbox="646 212 678 828">期間</th> <th data-bbox="646 828 678 1111">定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="614 147 646 212">本省</td> <td data-bbox="614 212 646 828">令和六年九月三十日までの間</td> <td data-bbox="614 828 646 1111">四、六六六人</td> </tr> </tbody> </table>	区分	期間	定員	本省	令和六年九月三十日までの間	四、六六六人
区分	期間	定員					
本省	令和六年九月三十日までの間	四、六六六人					